

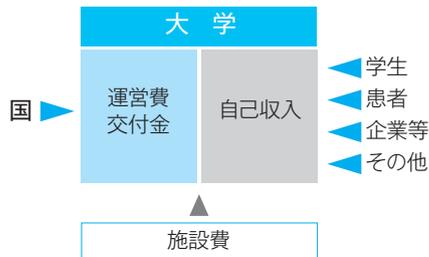
国立大学 法人会計の 仕組み

国立大学は、より大きな自主性・自律性と自己責任の下で、教育研究の高度化や個性豊かな大学づくりに取り組むことを目的として、平成16年4月に法人化されました。これにより、自らの財政状態や運営状況に対する説明責任が一段と大きくなり、会計制度も大きく変化しました。

新たに導入された国立大学法人の会計制度は、企業会計原則を基本としていますが、国立大学の特殊性を踏まえて修正された結果、非常に複雑で難解な制度となっています。

より多くのみなさまに京都大学の財政状態や運営状況を知っていただくために、国立大学法人会計の仕組みを収益と費用の特徴から整理し、利益が発生する仕組みを以下に説明いたします。

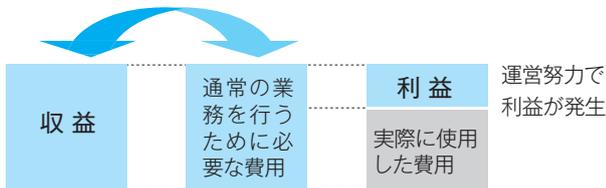
I. 国立大学法人の収入源



国立大学法人は、学生からの納付金や病院収入をはじめとする自己収入と、国からの運営費交付金で運営されています。本学の場合、国からの運営費交付金は収入全体の約48%を占めています。なお、これらのほかに国から措置される施設費があります。これらの収入は、収入源の性質に応じて会計処理されます。

II. 国立大学法人の収益と費用の特徴 (1)

●損益均衡を前提とした会計処理



運営費交付金及び授業料等については、原則として、期間の経過を業務の進行とみなして、それに対応する金額を収益として認識します。この収益と会計期間内に行われた業務に費やした費用との差額が利益となります。通常の業務を予定より効率よく行えば、その分費用が抑えられますが、収益は通常の業務を予定通り行ったものとして認識しますので、効率よく行った分だけ利益が発生します。

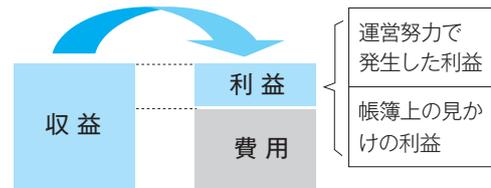
また、固定資産を取得した場合には、減価償却費^{*}を費用として認識するとともに、固定資産の取得原価相当額の収入を、一旦、負債として認識し、減価償却費相当額を収益として取り崩していきます。

このように、国立大学法人は利益獲得を目的としていないため、通常の業務を行えば損益均衡となるように制度設計されています。

^{*}減価償却費：固定資産等について、購入時に一括して費用としないで、一定の規則に基づいて、毎期継続的・規則的に費用としていく会計手続きです。この処理を行うことにより、固定資産等の費用が毎期平準化され、固定資産を使用することで得られる収益と対応する費用を配分することができ、より適切な運営状況の把握が可能となります。

III. 国立大学法人の収益と費用の特徴 (2)

●損益均衡を前提としない会計処理



附属病院収益については、民間病院と同様に、収益に対応する分を費用として認識します。

一例を挙げると、減価償却費に対応する収益を期間ごとに計上させるといった処理は行いません。そのため、帳簿上現れる見かけの利益あるいは損失が発生します。

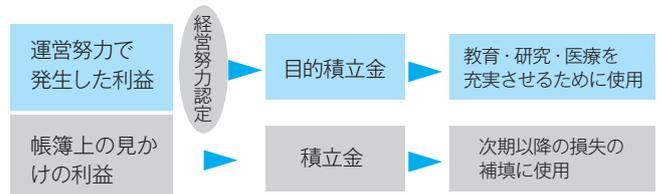
IV. 国立大学法人の収益と費用の特徴 (3)

●損益に影響しない会計処理



施設費を財源とする施設の整備は、国立大学法人単独では意思決定できません。したがって、施設費は国立大学法人の業績を評価する指標として合理的ではないため、資本取引とし、利益や損失とは関係ないように処理されます。

V. 国立大学法人の利益



利益が発生した場合、その処分に関する決定が必要となります。

国立大学法人には、株主のような営利目的の資本主が存在しませんので、利益を資本主に分配することはありません。そのため、獲得した利益のうち、運営努力による利益については、経営努力認定を受けた後、次年度以降の教育・研究・診療を充実させるために中期計画の目的に従って使用することが認められています。